

宮崎国際大学学則（案）

第1章 総 則

第1節 目 的

（目的）

第1条 本学は、学校法人宮崎学園の建学の精神「礼節・勤労」を教育理念とし、リベラル・アーツに基盤をおいた高等教育によって国際社会に貢献する人材を養成することを目的とする。

（自己点検・評価）

第1条の2 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。これに関する事項は、別に定める。

第2節 組 織

（学部、学科）

第2条 本学において設置する学部・学科及びその入学定員・編入学定員・収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員
国際教養学部	比較文化学科	100名	10名 (3年次)	420名
教育学部	児童教育学科	50名		200名

2 各学部及び学科の人材の養成に関する目的及びその他教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) 国際教養学部は、大学の目的に沿って、内外の文化、社会と英語に通じた国際人の養成を目的とする。

比較文化学科は、学部の目的に沿って、国際的リベラル・アーツ教育を行うことを目的とする。

(2) 教育学部は、大学の目的に沿って、高い教養に基づく教育の専門的技能を備えた人材の養成を目的とする。

児童教育学科は、学部の目的に沿って、小学校教諭、幼稚園教諭及び保育士を養成することを目的とする。

第3節 教職員組織

（教職員組織）

第3条 本学に学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、学長補佐、一般職員、その他の職員を置く。

第4条 学長は、本学を代表し、校務を掌る。

2 副学長は、学長を補佐し、本学の教学及び学務の監督を行なう。

3 学部長は、副学長を補佐し、教学の業務を統轄する。

4 教授、准教授、講師及び助教は、学生を教授し、その学業を助け、また自らの研究を行なう。

5 助手は、教授、准教授、講師及び助教の職務を助け、また自らの研究を行なう。

- 6 学長補佐は、学長の命に従い、校務を掌る。
- 7 一般職員は、総務、学務、学生事務、経理、施設管理その他の業務に従事する。
- 8 学長が欠けた時は、学校法人理事会がその代理者を定める。

第4節 大学評議会

(大学評議会)

第5条 本学の運営に係る重要事項を審議するため本学に大学評議会を置く。本会は学長、副学長、学部長、常設委員会の委員長、事務局長、総務部長、学務部長、学生部長で構成する。ただし、学長が必要と認めたときは、その他の者を参加させることができる。

2 本会は、学長が指名する者がこれを招集し、その議長となる。

第6条 大学評議会は、次の事項を審議する。

- (1) 学則その他教育研究に係る重要な規則の制定改廃に関する事項
- (2) 本学の予算方針に関する事項
- (3) 全学的な行事に関する事項
- (4) 学部その他の部局の連絡調整に関する事項
- (5) その他本学運営に関する重要事項で学長が必要と認めた事項

2 大学評議会の運営に関する事項は、別に定める。

第5節 教授会等

(教授会)

第7条 各学部教授会を置き、定期的にこれを開催する。

2 本会は、議決に関与しない他の教職員・学生・参考人の出席を求め、意見を聴取することができる。

3 本会は、学部長がこれを招集し、その議長となる。

第8条 教授会は、次の事項を審議する。

- (1) 学則その他の諸規程の制定又は改廃に関すること
- (2) 教育課程に関すること
- (3) 教員の資格審査に関すること
- (4) 教育及び研究に関すること
- (5) 学生の入学、卒業、休学、復学、退学、除籍、転入学、編入学及び海外研修に関すること
- (6) 賞罰に関すること
- (7) 進級及び卒業認定に関すること
- (8) 学位、称号に関すること
- (9) 学生の指導に関すること
- (10) その他教授会の必要と認めたこと

2 教授会運営に関する規程は、別に定める。

(委員会)

第9条 各学部の教授会に委員会を設置し、委員会に関する規程は別に定める。

第2章 学年、学期、休業日

(学年)

第10条 本学の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第11条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期	4月1日より9月30日まで
後期	10月1日より翌年3月31日まで

(休業日)

第12条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日・日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 夏季休業 8月1日から9月30日まで
- (4) 冬季休業 12月23日から1月7日まで
- (5) 春季休業 2月10日から3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、教授会の議を経て、学部長は必要があれば臨時に授業等を行ない、休業日を変更し、また臨時休業を定めることができる。

第3章 修業年限

(修業年限)

第13条 本学の修業年限は4年とし、在学年限は8年以下とする。

- 2 転入学者、編入学者又は学士入学者の修業年限は、2年以上とする。
- 3 その他の入学等志望者についての修業年限は、教授会の議を経て、学長が定める。

第4章 入学、休学、退学、除籍、転入学・編入学

(入学の時期)

第14条 入学の時期は、毎学年の始めとする。ただし、秋季入学の場合は、後期の始めとする。

(入学の資格)

第15条 本学に入学することのできる者は、学校教育法第90条及び学校教育法施行規則第150条に定める、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (7) その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学者の選考)

第16条 本学への入学を志願する者は、別に定める書類に入学検定料を添えて所定の期日

までに学長に提出しなければならない。

- 2 入学志願者については、選考の上、合格者を決定する。
- 3 入学検定料は、どのような理由があっても、これを返還しない。

(入学の手続)

- 第17条 合格通知を受けた者は、所定の書類に入学金及び授業料等学生納付金（前期分）を添えて指定期間内に学長に提出しなければならない。
- 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。
 - 3 正当な理由なくして第1項の手続きを怠る者は、入学を許可しない。
 - 4 入学金以外の既納の授業料等学生納付金は、3月31日正午までに文書で入学辞退の申し出があった場合にのみ返還する。

(休学)

- 第18条 疾病その他特別の理由のため、2カ月以上就学することができないときは、保証人連署の上休学願を提出し、許可を得てその学年又は学期中に休学することができる。
- 2 疾病のために休学する場合には、医師の診断書を休学願に添えなければならない。
 - 3 休学期間は、通算4年を超えることができない。
 - 4 休学期間は在学年限に算入しない。
 - 5 休学期間中の学生納付金は、第49条第3項に準ずる。
 - 6 休学者が復学するときは、所定の期日までに復学願を提出し、許可を受けなければならない。復学は学期の始めからとする。

(退学)

- 第19条 疾病その他の事由により退学したい者は、保証人連署の上退学願を提出し、許可を受けなければならない。
- 2 疾病のため退学する場合は、医師の診断書を、前項の退学願に添えなければならない。
- 第20条 前条によって退学を許可された者が、再入学を願い出るときは、教授会の議を経て、学長がこれを許可することができる。
- 2 ただし、再入学の願い出が学期の途中であるときは、次の学期から許可する。
- 第21条 退学を願い出る者は、その学期までの授業料等学生納付金を納入しなければならない。

(除籍)

- 第22条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。
- (1) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められた者
 - (2) 所定の登録手続きをせず、また休学、退学の手続きをしない者
 - (3) 授業料、諸費の未納が3ヶ月以上に及ぶ者
 - (4) 在学年限を経過してもなお卒業に必要な単位を取得できない者
 - (5) 休学期間を超えてもなお復学もしくは退学しない者
 - (6) 死亡又は行方不明の者
- 2 除籍された者が再入学を願い出たときは、学長は教授会の議を経てこれを許可することがある。

(編入学・転入学、並びに既修得単位)

- 第23条 学長の許可を受けることなく、他の大学へ入学又は編入学・転入学を願い出るこ

とはできない。

- 2 文部科学大臣の定める基準を満たす専修学校の専門課程・短期大学・高等専門学校・4年制大学卒業生及び4年制大学の2学年修了者は、選考の上、他の大学等で修得した単位を認定して、原則として3年次に編入学を許可することができる。
- 3 転入学生に対しては、他の大学で既に修得した単位のうち、本学で認定した単位に応じて、今後履修すべき授業科目及び単位・時間数並びに在学年数を決定する。
- 4 大学又は短期大学を卒業又は中途退学し、新たに本学の第1年次に入学した学生の既修得単位については、30単位を超えない範囲で、本学において修得したものとして認定することができる。

第5章 教育課程

(教育課程)

第24条 学部・学科の授業科目及び単位数は、別表1～14のとおりとする。

第6章 履修方法

(授業科目の種類)

第25条 本学の授業科目の種類及び単位数、履修方法その他必要な事項は別に定める。

第26条 学生は各学期ごとに履修する科目を選択し、所定の期日までに届け出なければならない。

(卒業の要件)

第27条 卒業の要件として、国際教養学部は合計124単位以上、教育学部は合計128単位以上を修得しなければならない。ただし、卒業要件の単位を充足しても、加算評定平均値が1.5に満たない場合は、卒業できない。

- 2 国際教養学部の基礎教育科目、言語科目、海外研修科目、専門教育科目、キャリア教育科目、卒業論文、及び自主研究科目については、別に定める。
- 3 教育学部の教養基礎科目、教養発展科目、専門基礎科目、専門科目、専門発展科目、卒業論文については、別に定める。
- 4 秋季入学生に関する取扱は、別に定める。
- 5 特別進度学生に関する取扱は、別に定める。

(教育職員免許状授与の所要資格取得のための履修等)

第28条 教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び同法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を別表9・別表14のとおり修得しなければならない。

- 2 前項の規定により、所要の単位を修得した者が取得できる教員の免許状の種類は、次のとおりとする。また、保育士の資格を取ることができる。

学部	学科	免許状の種類	免許教科
国際教養学部	比較文化学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	英語 英語
教育学部	児童教育学科	小学校教諭一種免許状 幼稚園教諭一種免許状 保育士資格	

(評価・評定平均値(GPA)及び進級)

第29条 評価は次の基準による。

- A (秀) (100～90点)
- B (優) (89～80点)
- C (良) (79～70点)
- D (可) (69～60点)
- F (不可) (59点以下)
- P (合格) (単位のみを修得した場合)
- X (未修得) (単位を未修得の場合)
- O (履修中) (通年科目を履修中の場合)
- I (未評価) (教員が最終の評価を行なえない場合)
- W (辞退) (自主的に科目を辞退した場合)
- R (強制辞退) (教員の判断によって、強制的に科目を辞退させられた場合)
- N (認定) (本学で履修のうえ修得した単位以外で、本学が認定した単位の場合)
- SC (海外研修用代替科目) (海外研修用代替科目として履修のうえ修得した単位の場合)

2 評定平均値(GPA)は、各科目の評価点(A:4、B:3、C:2、D:1、F:0)とその単位数の積を、卒業要件を満たす、AからFの評価を与えられた科目について合計し、その合計単位数で除したものをいう。

3 一定の成績を修めていない学生については、進級を許可されない場合がある。なお、進級に関する細則は、別に定める。

(単位算定基準)

第30条 1年間の授業日数は、定期試験等の日数を含め、35週にわたることを原則とする。各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義(授業)は、15時間をもって1単位とする。
- (2) 演習は、15時間又は30時間をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技は、30時間から45時間をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文は学修の成果を評価し、単位数は国際教養学部では7単位、教育学部では4単位と定め、これを授与することができる。

第31条 卒業論文は、あらかじめ個別指導教員の同意を得て届け出た題目について作成し、卒業年次の所定の期日までに提出しなければならない。

(試験)

第32条 試験は、あらかじめ履修科目登録票を提出して履修した科目でなければ、これを受けることができない。

第33条 試験は、毎年2回、学期の終わりに実施する。ただし、教授会で定期試験に替え得る方法を認めた科目はこの限りではない。

2 前項の定期試験のほか、臨時に試験を行なうことがある。

(海外研修)

第34条 国際教養学部の学生は、2年次後期に、原則として全員海外研修を行なう。海外研修中でも学生納付金は、第49条により納入しなければならない。

- 2 その他の時期に海外研修を希望する者は、教授会の議を経て学長がこれを許可する。教育上有益であると教授会が判断した場合には、1年間に限って本学の修業年限に算入し、かつ30単位までを本学において修得したものと認定する。
- 3 本条の定めるもののほか、海外研修について必要な事項は別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第35条 在学中他の大学又は短期大学における授業科目の履修を希望する者は、教授会の議を経て、学長がこれを許可する。

- 2 教育上有益であると教授会が判断した場合には、他の大学又は短期大学との協議により、30単位を超えない範囲で本学において修得した単位とみなすことができる。

(本学以外の修得単位の認定)

第36条 本学以外で修得した単位については、60単位を超えない範囲で本学において修得した単位とみなすことができる。ただし、編入学・転入学の場合を除く。

第7章 卒業、学位

(卒業)

第37条 第13条に規定する修業年限以上本学に在学して、所定の単位を修得し、教授会においてその卒業を認められた者には学位を授与する。

(学位)

第38条 学長は、卒業を認定した者に、学部学科ごとに次の学位を授与する。

国際教養学部比較文化学科	学士(比較文化)
教育学部児童教育学科	学士(教育学)

第8章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、外国人留学生及び交換留学生

(研究生)

第39条 本学において、特定の専門分野の研究を志願する者がいるときは、教育研究に支障のない限り、教授会で選考の上、学長が研究生として入学又は就学を許可することができる。

- 2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力(国際教養学部については特に英語力)があると認められた者とする。
- 3 研究期間は、1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。
- 4 研究生が、登録した授業科目を履修し、その試験に合格したときは、単位の修得を認め、成績証明書を発行するものとする。
- 5 研究生は、本学学生に関する一般の諸規則を守らなければならない。
- 6 研究生は、授業担当教員の許可を得て、授業に出席するものとする。

(科目等履修生)

第40条 本学の学生以外の者で、単位の取得を目的として本学において特定の授業科目の履修を志願する者がいるときは、正規課程の学生の教育研究に支障のない範囲において、教授会の議を経て、学長が科目等履修生として履修を許可することができる。

- 2 履修を許可された者は、所定の期限内に諸費用を納めなければならない。
- 3 科目等履修生は授業担当教員の許可を得て、授業に出席するものとする。

4 交換留学等に関する協定を結んでいる大学からの科目等履修生志願に関わる選考費用その他については別に定める。

(特別聴講学生)

第41条 他の大学又は短期大学の学生で、本学において特定授業科目を履修することを志願する者があるときは、教授会の議を経て、学長が特別聴講学生として、これを許可することができる。

(外国人留学生)

第42条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学及び編入学を志願する者があるときは、教授会の議を経て、学長が外国人留学生として、これを許可することができる。

(交換留学生)

第43条 外国の大学の学生で、本学において交換留学生として教育を受けることを志願する者があるときは、教授会の議を経て、学長がこれを許可することができる。期間は、1学期間又は2学期間とする。

第44条 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、外国人留学生及び交換留学生に関する取扱いは、別に定める。

2 帰国生徒、社会人等に関する取扱いは別に定める。

第9章 公開講座及び各種講習会等

第45条 学校教育法第107条の定めるところに従って、本学における教育研究を広く開放し、文化の向上に資するため、大学休業中又は適時に本学に公開講座及び各種講習会等を開設することができる。

第10章 入学検定料・入学金及び授業料等

(入学検定料)

第46条 本学学生（研究生を含む）並びに科目等履修生・特別聴講学生の入学検定料については、別に定めるところによる。

(入学金等)

第47条 本学学生（研究生を含む）の入学金は、別表15に定めるところによる。ただし、科目等履修生・特別聴講生は登録料を納入しなければならない。

(再入学金)

第48条 第19条の規定により、退学した者が再入学を許可された場合には、前条に定める入学金の2分の1を納めなければならない。

(授業料・施設設備費)

第49条 本学学生（研究生を含む）の授業料・施設設備費は、別表15に定めるところによる。これを次の2期に分けて指定期日までに納めなければならない。

前期 (4月1日から9月30日まで) 納期 4月10日まで

後期 (10月1日から翌年3月31日まで) 納期 10月31日まで

2 授業料・施設設備費は、欠席又は停学中であってもこれを減免しない。

3 学期が始まる前に休学願を提出した場合の休学期間中の授業料・施設設備費の納入は免除する。ただし、1学期につき在籍料として30,000円を納入しなければならない。

なお、外国籍の学生が、兵役等出身国の定めにより、やむを得ず休学しなければならない場合は、学長がこれを免除することができる。

4 学期の途中において休学する場合は、その学期分の授業料等学生納付金を納入しなければならない。

(履修料)

第50条 科目等履修生・特別聴講生は、別に定める履修料を所定の期日までに納めなければならない。

(特別試験料)

第51条 特別試験(追試験、再試験)の料金については、別に定めるところによる。

(退学・除籍者の学納金の取扱い)

第52条 退学、除籍の者であっても、既納の学生納付金は返還しない。また、未納のときは、直ちにこれを納めなければならない。

(延納の届出)

第53条 正当な事由により学生納付金を延納しなければならないときは、納期日までに延納を願い出て許可を受けなければならない。

(納入した学生納付金の取扱い)

第54条 既納の学生納付金は、いかなる事情があってもこれを返還しない。

第11章 奨学

(奨学金生制度)

第55条 本学に奨学金生制度を設ける。奨学金制度に関する規程は、別に定める。

第12章 賞罰

(表彰)

第56条 学生で品行方正かつ学業成績優秀の者で、他の学生の模範となる者は表彰する。

(懲戒)

第57条 学生が、学則又は著しく学生の本分に反する行為を行なったときは、教授会の議を経て、学長がこれを懲戒する。

第58条 懲戒は譴責、停学及び退学とする。

2 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行なう。

- (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
- (2) 正当な理由がなく、出席常ならぬ者
- (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第59条 前条の決定による懲戒に対し異議ある者は、学長に対して再審査を請求することができる。

第13章 その他の施設

第60条 本学の学生は、学校法人宮崎学園の国際交流センター及び図書館その他の施設を利用することができる。

2 前項の施設の利用に関する規程は、別にこれを定める。

附 則

本学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、比較文化学部は、改正後の学則第 2 条の規定にかかわらず当該学部にて在学する者が当該学部にて在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

本学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 国際教養学部 基礎教育科目（概論・特論・学際的研究）

科 目		単位数		卒業に必要な 単位数
		必修	選択	
概 論	人文科学			16 単位以上
	美術史概論	*	4	
	哲学概論	*	4	
	宗教学概論	*	4	
	文学概論	*	4	
	歴史学概論	*	4	
	社会科学			
	人類学概論	*	4	
	経済学概論	*	4	
	政治学概論	*	4	
	心理学概論	*	4	
	社会学概論	*	4	
	総合科学			
	情報技術概論	*	4	
	自然・生命科学概論	*	4	
数理思考概論	*	4		
特 論 （ テ ー マ は 環 境 ）	人文科学			8 単位以上
	美術史特論	*	4	
	哲学特論	*	4	
	宗教学特論	*	4	
	文学特論	*	4	
	歴史学特論	*	4	
	社会科学			
	人類学特論	*	4	
	経済学特論	*	4	
	政治学特論	*	4	
	心理学特論	*	4	
	社会学特論	*	4	
	総合科学			
	情報技術特論	*	4	
	自然・生命科学特論	*	4	
数理思考特論	*	4		
人 文 科 学 及 び 社 会	英語圏社会の文化			4 単位以上
	オーストラリア／ニュージーランドの文化	*	4	
	カナダの文化	*	4	
	アメリカ合衆国の文化	*	4	
	英国の文化	*	4	
	社会課題の研究			4 単位以上
	異文化間コミュニケーションの課題	*	4	
国際社会の課題	*	4		
	教育の課題	*	4	

科学の学際的研究	比較政治の課題	*		4	4 単位以上
	個の形成の課題	*		4	
	人間関係の課題	*		4	
	現代日本の芸術文化				
	日本の思想と芸術	*		4	
	日本の大衆文化	*		4	
	日本の美術	*		4	
	日本の宗教思想	*		4	
	日本の民間伝承と民衆の生活	*		4	
	日本近代文学	*		4	

* は付帯英語授業を含む。

別表 2 国際教養学部 言語科目

科 目	単位数		卒業に必要な単位数
	必修	選択	
英語 1	4		1 2 単位
英語 2	4		
英語 3	4		
英語（個人指導） 1	4		7 単位
英語（個人指導） 2	3		
日本語表現 1	2		8 単位
日本語表現 2	2		
日本語表現 3	2		
日本語表現 4	2		
日本語研究 A	1		3 単位
日本語研究 B	1		
日本語研究 C	1		

特設科目（留学生・帰国生徒）

科 目	単位数			卒業に必要な単位数
	必修	選択必修	選択	
日本語 1		2		8 単位
日本語 2		2		
日本語 3		2		
日本語 4		2		
日本事情 1			2	3 単位
日本事情 2			2	
日本事情 3			2	
日本事情 4			2	
日本語研究 D		1		3 単位
日本語研究 E		1		
日本語研究 F		1		

別表 3 国際教養学部 海外研修科目

科 目	単位数		卒業に必要な 単位数
	必修	選択	
英語（E S L）	4		16単位
自由研究	4		
地域研究	8		

別表 4 国際教養学部 専門教育科目（人文科学系・社会科学系・特別研究系）

科 目	単位数		卒業に必要な 単位数
	必修	選択	
美術			24単位以上
東西古典美術		3	
現代美術及び建築の発達		3	
美術と社会		3	
国際美術の課題1		3	
国際美術の課題2		3	
国際美術の課題3		3	
言語と文学			
文学の諸ジャンル		3	
文学における運動と流行		3	
英語による世界の諸文学		3	
日本文学		3	
比較文学		3	
英語学1		3	
英語学2		3	
言語学の課題1		3	
言語学の課題2		3	
英文学		3	
米文学		3	
英文学の課題		3	
哲学と宗教			
論理学		3	
哲学的問題		3	
倫理学		3	
東西の哲学		3	
比較教育哲学		3	
環境の美学		3	
応用倫理学の課題		3	
宗教と社会		3	
仏教の多様性		3	
バイブルを聖典とする宗教		3	
比較宗教学の課題1		3	
比較宗教学の課題2		3	

人 文 科 学 系 ・ 社 会 科 学 系 ・ 特 別 研 究 系	比較宗教学の課題 3		3
	歴史		
	日本の歴史		3
	20世紀の歴史		3
	比較歴史学		3
	世界史の課題 1		3
	世界史の課題 2		3
	ヨーロッパ：変革から革命への移行		3
	人類学		
	考古学		3
	生物学的人類学		3
	文化人類学		3
	世界民族誌		3
	人類学の課題 1		3
	人類学の課題 2		3
	人類学の課題 3		3
	経済学		
	国際ビジネス論		3
	開発の経済学		3
	比較経済学		3
	産業論		3
	経済学の課題 1		3
	経済学の課題 2		3
	経済学の課題 3		3
	政治学		
	国際関係論		3
	比較政治哲学		3
	比較外交政策論		3
	日本の政治		3
	国際政治経済論		3
	心理学		
	心理学概説		3
異常心理学		3	
人間の発達		3	
カウンセリング		3	
認知心理学		3	
異文化間の心理学		3	
心理学の課題 1		3	
心理学の課題 2		3	
精神生物学		3	
社会心理学		3	
教育心理学		3	
研究法 I：心理学のデータ収集		3	
研究法 2：心理学のデータ分析		3	

社会学		
社会学理論		3
日本の社会		3
社会学の課題 1		3
社会学の課題 2		3
学際的研究		
研究法 1 : データ収集		3
研究法 2 : データ分析		3
グローバル・スタディの基礎 1		3
グローバル・スタディの基礎 2		3
異文化間コミュニケーションの基礎		3
異文化間コミュニケーションの課題 1		3
異文化間コミュニケーションの課題 2		3
紛争解決の理論と実践		3
コミュニケーションのための教育技術と教育機器		3
科学的思考		3
情報技術の課題		3
21世紀におけるグローバルリーダーシップ		3
グローバルリーダーシップセミナー		3

別表 5 国際教養学部 専門教育科目 (地域研究)

科 目		単位数		卒業に必要な 単位数
		必修	選択	
地 域 研 究	地域研究：アジア			15 単位以上
	中国語圏の社会問題		3	
	南アジアの社会と文化		3	
	日本と東南アジア		3	
	現代中国史		3	
	アジアの宗教		3	
	日本と東アジア		3	
	日本の経済		3	
	中国文化の基礎		3	
	アジア美術の課題 1		3	
	アジア美術の課題 2		3	
	アジア美術の課題 3		3	
	中国研究 3			
	韓国研究 3			
	地域研究：ヨーロッパ			
	ヨーロッパにおける帝国主義		3	
	イギリスの思想と文化		3	
	ヨーロッパ文化の形成		3	
	過渡期のヨーロッパ		3	
	ヨーロッパ主知主義史		3	
イギリス諸島の歴史と言語		3		

地域研究：北アメリカ		
北米の人々と歴史		3
北米の社会問題		3
北米の思想と文化		3
北米の造形芸術		3
北米の憲法と政府		3
北米の外交政策		3
米文学の課題 1		3
米文学の課題 2		3

別表 6 国際教養学部 キャリア教育科目

科 目	単位数			卒業に必要な 単位数
	必修	選択	自由	
キャリア・デザイン 1	1			3 単位
キャリア・デザイン 2	1			
キャリア・デザイン 3	1			
キャリア・アクティビティ			1	

別表 7 国際教養学部 卒業論文

科 目	単位数		卒業に必要な 単位数
	必修	選択	
卒業論文 1	2		7 単位
卒業論文 2	5		

別表 8 国際教養学部 自主研究科目

科 目	単位数			備考
	必修	選択	自由	
人文科学の文献講読 1			3	
人文科学の文献講読 2			3	
社会科学の文献講読 1			3	
社会科学の文献講読 2			3	
中国研究 1			3	
中国研究 2			3	
韓国研究 1			3	
韓国研究 2			3	
教職概論			2	
健康の科学			1	
体育実技			1	
日本国憲法			2	

教育課程論			2
英語科教育法 1			2
英語科教育法 2			2
道徳教育論			2
特別活動論			2
生徒・進路指導論			1
事前・事後指導			1
教育実習			4
教職実践演習（中・高）			2
アカデミック・ライティング 1			3
アカデミック・ライティング 1			3

別表 9 国際教養学部 教職関連科目（教科に関する科目・教育職員免許法施行規則
第66条の6に定める科目・教職員に関する科目）

科 目		単位数		備考
		必修	選択	
教科に関する科目	英語学 1		3	
	英語学 2		3	
	言語学の課題 1		3	
	植民地独立後の文学		3	
	東西の文学		3	
	英文学		3	
	米文学		3	
	米文学の課題 1		3	
	米文学の課題 2		3	
	英語 2		4	
	英語（個人指導） 2		3	
	英語 3	4		
	オーストラリア／ニューージーランドの文化		4	
	カナダの文化		4	
	アメリカ合衆国の文化		4	
	英国の文化		4	
	インドの文化		4	
	イギリスの思想と文化		3	
	北米の思想と文化		3	
	ヨーロッパ文化の形成		3	
北米の造形芸術		3		

科 目		単位数			備考
		必修	選択	自由	
教育職員 免許法施 行規則第 66条の 6に定め る科目	日本国憲法			2	
	健康の科学			1	
	体育実技			1	
	英語 1		4		
	英語（個人指導） 1		4		
	情報技術概論		4		
	情報技術特論		4		

科 目		単位数			備考
		必修	選択	自由	
教 職 に 関 す る 科 目	教職概論			2	
	教育の課題		4		
	人間の発達		3		
	認知心理学		3		
	教育課程論			2	
	英語科教育法 1			2	
	英語科教育法 2			2	
	道徳教育論			2	
	特別活動論			2	
	コミュニケーションのための教育技術と教育機器		3		
	生徒・進路指導論			1	
	カウンセリング		3		
	異文化間の心理学		3		
	日本と東南アジア		3		
	日本と東アジア		3		
	事前・事後指導			1	
	教育実習			4	
教職実践演習（中・高）			2		

別表 10 国際教養学部 専門教育科目（地域研究）の単位に代えることができる科目

本学履修科目

科 目		単位数		備考
		必修	選択	
東西古典美術			3	
現代美術及び建築の発達			3	
日本文学			3	
東西の文学			3	
英文学			3	
米文学			3	

哲学的問題		3
仏教の多様性		3
バイブルを聖典とする宗教		3
日本の歴史		3
日本の政治		3
日本の社会		3
ヨーロッパ主知主義史		3

他大学履修・読み替え認定科目

科 目	単位数		備考
	必修	選択	
人文科学認定科目 1		3	
人文科学認定科目 2		3	
人文科学認定科目 3		3	
人文科学認定科目 4		3	
人文科学認定科目 5		3	
人文科学認定科目 6		3	
社会科学認定科目 1		3	
社会科学認定科目 2		3	
社会科学認定科目 3		3	
社会科学認定科目 4		3	
社会科学認定科目 5		3	
社会科学認定科目 6		3	
社会科学認定科目 1		3	
特別研究認定科目 1		3	
特別研究認定科目 2		3	
特別研究認定科目 3		3	
特別研究認定科目 4		3	
特別研究認定科目 5		3	
特別研究認定科目 6		3	
地域研究認定科目 1		3	
地域研究認定科目 2		3	
地域研究認定科目 3		3	
地域研究認定科目 4		3	
地域研究認定科目 5		3	
地域研究認定科目 6		3	

別表 1 1 教育学部 教養教育分野（教養基礎科目・教養発展科目）

科 目		単位数		卒業に必要な 単位数
		必修	選択	
教養基礎科目	忍ヶ丘教養Ⅰ	2		必修科目 8 単位
	忍ヶ丘教養Ⅱ	2		
	忍ヶ丘教養Ⅲ	2		
	忍ヶ丘教養Ⅳ	2		
教養発展科目	文学		2	2 単位選択 必修
	人間と文化		2	
	倫理学		2	
	心理学概論		2	
	日本語表現		2	
	音楽と文化		2	
	国際社会論		2	必修科目 10 単位 選択科目 10 単位 以上
	現代社会と歴史		2	
	日本国憲法	2		2 単位選択 必修
	数学と生活		2	
	環境と科学		2	
	生命と科学		2	
	食の科学		2	
	情報処理Ⅰ	2		演習
	情報処理Ⅱ		2	演習
	英語Ⅰ	2		演習
	英語Ⅱ		2	
	英語コミュニケーションⅠ	1		演習
	英語コミュニケーションⅡ	1		演習
	英語コミュニケーションⅢ		1	演習
Special Studies in EnglishⅠ		1	演習	
Special Studies in EnglishⅡ		1	演習	

	健康の科学	1		実技
	体育実技	1		
	子どもと食育		2	

別表 1 2 教育学部 専門教育分野（専門基礎科目・専門科目・実習科目）

科 目		単位数		卒業に必要な 単位数	
		必修	選択		
専 門 基 礎 科 目	教職概論	2		専 門 教 育 分 野 の 必 修 科 目 16 単 位 選 択 科 目 80 単 位 以 上	
	教育原理	2			
	教育心理学	2			
	教育制度論	2			
	保育原理		2		
	児童家庭福祉		2		
	社会福祉		2		
	相談援助		1		演 習
	社会的養護		2		
	保育者論		2		
専 門 科 目	保育の心理学Ⅰ		2	演 習	
	保育の心理学Ⅱ		1		
	子どもの保健Ⅰ		4	演 習	
	子どもの保健Ⅱ		1		
	子どもの食と栄養		2	演 習	
	家庭支援論		2		
	臨床心理学		2		
	国語（書写を含む。）	2			
	社会		2		
	算数	2			

専 門 科 目	理科		2	演習 演習
	生活		2	
	音楽		2	
	図画工作		2	
	家庭		2	
	体育		2	
	ピアノ・声楽Ⅰ	1		
	ピアノ・声楽Ⅱ		1	
	ピアノ・声楽Ⅲ		1	
	ピアノ・声楽Ⅳ		1	
	子どもの音楽活動	1		
	子どもの英語活動Ⅰ	1		
	子どもの英語活動Ⅱ	1		
	国語科教育法Ⅰ		2	
	国語科教育法Ⅱ		2	
	国語科教育法Ⅲ		2	
	社会科教育法Ⅰ		2	
	社会科教育法Ⅱ		2	
	社会科教育法Ⅲ		2	
	算数科教育法Ⅰ		2	
	算数科教育法Ⅱ		2	
	算数科教育法Ⅲ		2	
	理科教育法Ⅰ		2	
	理科教育法Ⅱ		2	
	理科教育法Ⅲ		2	
	生活科教育法		2	

専 門 科 目	音楽科教育法Ⅰ		2	演習
	音楽科教育法Ⅱ		2	演習
	図画工作科教育法Ⅰ		2	演習
	図画工作科教育法Ⅱ		2	演習
	家庭科教育法		2	演習
	体育科教育法Ⅰ		2	演習
	体育科教育法Ⅱ		2	
	道徳教育の指導法		2	専門教育分野の 必修科目16単位 選択科目80単位 以上
	特別活動の指導法		2	
	特別支援教育概論		2	
	教育の方法と技術		2	
	学級経営論		2	
	協同学習論		2	
	教育課程論		2	
	環境教育論		2	
	学習の科学		2	
	特別演習		1	
	生徒指導・進路指導		2	
	幼児理解		2	専門教育分野の 必修科目16単位 選択科目80単位 以上
	教育相談		2	
	保育課程論		2	演習
	保育内容総論		1	演習
	保育内容指導法（健康）		2	演習
	保育内容指導法（人間関係）		2	演習
保育内容指導法（環境）		2	演習	
保育内容指導法（言葉）		2	演習	
保育内容指導法（音楽表現）		2	演習	

	保育内容指導法（造形表現）		2	演習
	障害児保育		2	演習
	保育相談支援		1	演習
	社会的養護内容		1	演習
	乳児保育		2	演習
	ことばと遊び		2	演習
	音楽と遊び		2	演習
	造形表現演習		1	演習
	幼児体育演習		1	実習
実 習 科 目	教育実習指導		1	実習
	教育実習Ⅰ（小学校）		4	実習
	教育実習Ⅰ（幼稚園）		2	実習
	教育実習Ⅱ（幼稚園）		2	演習
	保育実習指導Ⅰ		2	実習
	保育実習Ⅰa		2	実習
	保育実習Ⅰb		2	演習
	保育実習指導Ⅱ		1	実習
	保育実習Ⅱ		2	演習
	保育実習指導Ⅲ		1	実習
	保育実習Ⅲ		2	演習
	教職実践演習（幼・小）		2	演習
	保育実践演習		2	実習
	介護等体験		1	

別表 1 3 教育学部 卒業論文

科 目	単位数		卒業に必要な 単位数
	必修	選択	
卒業論文	4		演習 4 単位

別表 1 4 教育学部 教職関連科目(教職に関する科目、教科又は教職に関する科目、
教科に関する科目、施行規則第 66 条の 6 に関する科目)

(1) 小学校教諭一種免許状

科 目	単位数		備考		
	必修	選択			
教 職 に 関 す る 科 目	教職概論	2	必修科目 8 単位		
	教育原理	2			
	教育心理学	2			
	教育制度論	2			
	教育課程論	2	22単位以上 演習 ■から2単位 選択必修 ★から2単位 選択必修		
	国語科教育法Ⅰ	2		演習	
	国語科教育法Ⅱ			2 ■	演習
	国語科教育法Ⅲ			2 ★	演習
	社会科教育法Ⅰ	2			演習
	社会科教育法Ⅱ			2 ■	演習
	社会科教育法Ⅲ			2 ★	演習
	算数科教育法Ⅰ	2			演習
	算数科教育法Ⅱ			2 ■	演習
	算数科教育法Ⅲ			2 ★	演習
	理科教育法Ⅰ	2			演習
	理科教育法Ⅱ			2 ■	演習
	理科教育法Ⅲ			2 ★	演習

教職に関する科目	生活科教育法	2		演習	◆から2単位 選択必修
	音楽科教育法Ⅰ	2		演習	
	音楽科教育法Ⅱ		2◆	演習	
	図画工作科教育法Ⅰ	2		演習	
	図画工作科教育法Ⅱ		2◆	演習	
	家庭科教育法	2		演習	
	体育科教育法Ⅰ	2		演習	
	体育科教育法Ⅱ		2◆	演習	
	道徳教育の指導法	2			
	特別活動の指導法	2			
	教育の方法と技術	2			
	生徒指導・進路指導	2		4単位以上	
	教育相談	2			
	教育実習指導	1		実習 5単位以上	
	教育実習Ⅰ（小学校）	4			
教職実践演習（幼・小）	2		演習 必修2単位		

科 目		単位数		備考
		必修	選択	
教科又は教職に関する科目	子どもの音楽活動	1		10単位以上
	子どもの英語活動Ⅰ	1		
	子どもの英語活動Ⅱ	1		
	学級経営論	2		
	協同学習論		2	
	特別支援教育概論		2	
	環境教育論		2	
	学習の科学		2	
	特別演習		1	
	介護等体験	1		実習

科 目		単位数		備考	
		必修	選択		
教科に関する科目	国語（書写を含む。）	2		8 単位以上 ●から2単位 選択必修 ▲から2単位 選択必修	
	社会		2 ●		
	算数	2			
	理科		2 ●		
	生活		2 ▲		
	音楽	2			演習
	ピアノ・声楽Ⅰ	1			演習
	ピアノ・声楽Ⅱ		1		演習
	ピアノ・声楽Ⅲ		1		演習
	ピアノ・声楽Ⅳ		1		演習
	図画工作		2 ▲		演習
	家庭		2 ●		
体育		2 ▲	演習		

科 目		単位数		備考	
		必修	選択		
施行規則 66条の6 に関する科目	日本国憲法	2		8 単位以上 実技	
	健康の科学	1			
	体育実技	1			
	英語Ⅰ	2			
	英語Ⅱ		2		
	英語コミュニケーションⅠ	1			演習
	英語コミュニケーションⅡ	1			演習
	英語コミュニケーションⅢ		1		演習
	情報処理Ⅰ	2			演習
	情報処理Ⅱ		2		演習

(2) 幼稚園教諭一種免許状

科 目		単位数		備考
		必修	選択	
教 職 に 関 す る 科 目	教職概論	2		必修科目 2 単位
	教育原理	2		6 単位以上
	教育心理学	2		
	臨床心理学		2	
	教育制度論	2		
	教育課程論	2		必修科目 18 単位
	保育課程論	2		演習 演習 演習 演習 演習 演習 演習
	保育内容総論	1		
	保育内容指導法（健康）	2		
	保育内容指導法（人間関係）	2		
	保育内容指導法（環境）	2		
	保育内容指導法（言葉）	2		
	保育内容指導法（音楽表現）	2		
	保育内容指導法（造形表現）	2		
	教育の方法と技術	2		
	幼児理解	2		
	教育相談	2		
	教育実習指導	1		実習 必修科目 5 単位 実習
	教育実習Ⅰ（幼稚園）	2		
	教育実習Ⅱ（幼稚園）	2		
教職実践演習（幼・小）	2		演習 必修 2 単位	

科 目		単位数		備考
		必修	選択	
教 科 又 は	子どもの音楽活動	1		演習 10 単位以上 演習
	子どもの英語活動Ⅰ	1		

教職に関する科目	子どもの英語活動Ⅱ	1		演習
	特別支援教育概論		2	
	環境教育論		2	
	ことばと遊び		2	演習
	音楽と遊び	2		演習

科 目		単位数		備考	
		必修	選択		
教科に関する科目	国語（書写を含む。）	2		6単位以上 △から2単位 選択必修	
	算数	2			
	生活		2△		
	音楽	2			演習
	ピアノ・声楽Ⅰ	1			演習
	ピアノ・声楽Ⅱ		1		演習
	ピアノ・声楽Ⅲ		1		演習
	ピアノ・声楽Ⅳ		1		演習
	図画工作		2△		演習
	体育		2△		演習

科 目		単位数		備考
		必修	選択	
施行規則 66条の 6に 関する 科目	日本国憲法	2		8 単位以上 実技 演習 演習 演習 演習 演習
	健康の科学	1		
	体育実技	1		
	英語 I	2		
	英語 II		2	
	英語コミュニケーション I	1		
	英語コミュニケーション II	1		
	英語コミュニケーション III		1	
	情報処理 I	2		
	情報処理 II		2	

(3) 保育士資格

科 目		単位数		備考
		必修	選択	
告 示 別 表 第 1 に よ る 教 科	保育原理	2		51単位以上 演習 演習 演習 演習 演習
	教育原理	2		
	児童家庭福祉	2		
	社会福祉	2		
	相談援助	1		
	社会的養護	2		
	保育者論	2		
	保育の心理学 I	2		
	保育の心理学 II	1		
	子どもの保健 I	4		
	子どもの保健 II	1		
	子どもの食と栄養	2		

目	家庭支援論	2		
	保育課程論	2		
	保育内容総論	1		演習
	保育内容指導法（健康）	2		演習
	保育内容指導法（人間関係）	2		演習
	保育内容指導法（環境）	2		演習
	乳児保育	2		演習
	障害児保育	2		演習
	社会的養護内容	1		演習
	保育相談支援	1		演習
	音楽と遊び	2		演習
	造形表現演習	1		演習
	幼児体育演習	1		実習
	保育実習 I a	2		実習
	保育実習 I b	2		演習
	保育実習指導 I	2		演習
保育実践演習	2			

科 目		単位数		備考
		必修	選択	
告示別表第2による教科	教職概論	2		9 単位以上（うち保育実習指導Ⅱ又は保育実習指導Ⅲから1 単位以上、保育実習Ⅱ又は保育実習Ⅲから2 単位以上）
	幼児理解		2	
	臨床心理学		2	
	保育内容指導法（言葉）		2	演習
	保育内容指導法（音楽表現）		2	演習
	保育内容指導法（造形表現）		2	演習
	子どもの音楽活動	1		演習
	ことばと遊び	2		演習
	保育実習指導Ⅱ		1	演習 1 単位

目	保育実習指導Ⅲ		1	演習	選択必修
	保育実習Ⅱ		2	実習	2単位 選択必修
	保育実習Ⅲ		2	実習	

科 目		単位数		備考
		必修	選択	
告示による 教科目	忍ヶ丘教養Ⅰ	2		10単位以上
	忍ヶ丘教養Ⅱ	2		
	忍ヶ丘教養Ⅲ	2		
	忍ヶ丘教養Ⅳ	2		
	文学		2	2単位 選択必修
	人間と文化		2	
	倫理学		2	
	心理学概論		2	
	日本語表現		2	
	音楽と文化		2	
	国際社会論		2	
	現代社会と歴史		2	
	日本国憲法	2		
	数学と生活		2	
	環境と科学		2	2単位選択 必修
	生命と科学		2	
	食の科学		2	演習 演習
	情報処理Ⅰ	2		
	情報処理Ⅱ		2	
	子どもと食育		2	
英語Ⅰ	2			
英語Ⅱ		2		

英語コミュニケーションⅠ	1		演習
英語コミュニケーションⅡ	1		演習
英語コミュニケーションⅢ		1	演習
Special Studies in English I		1	演習
Special Studies in English II		1	演習
健康の科学	1		
体育実技	1		実技

別表 15 入学金・授業料・施設設備費

入 学 金	200,000円	
授 業 料	国際教養学部	850,000円
	教育学部	750,000円
施設設備費	250,000円	

宮崎国際大学教育学部教授会 規程（案）

平成26年4月1日

制 定

（目 的）

第1条 この規程は、宮崎国際大学（以下「本学」という。）学則第7条に基づき、本学教育学部教授会（以下「教授会」という。）の組織及び運営について定めることを目的とする。

（構成）

第2条 教授会は、教育学部専任の教授（以下「教授会構成員」という。）をもって構成する。

2 教授会が必要と認めたときは、前項に定める者以外のものを教授会構成員に加えることができる。

（審議事項等）

第3条 教授会は、次の各号に掲げる事項について審議し、本学の規程及び就業規則等関係規程によりその権限に属せられた事項を行う。

- (1) 学則その他の諸規程の制定又は改廃に関すること
- (2) 教育課程に関すること
- (3) 教員の資格審査に関すること
- (4) 教育及び研究に関すること
- (5) 学生の入学、卒業、休学、復学、退学、除籍、転入学、編入学及び海外研修に関すること
- (6) 賞罰に関すること
- (7) 進級及び卒業認定に関すること
- (8) 学位、称号に関すること
- (9) 学生の指導に関すること
- (10) その他学長及び教授会の必要と認めたこと

（招集）

第4条 学部長は、教授会を招集し、議長となる。

2 学部長に事故ある時は、あらかじめ学部長が指名する者が議長となる。

（議事）

第5条 教授会の常会は、毎月開くものとし、教授会構成員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、30日以上の出張、研修、休職及び傷病休暇の者は、定足数から除くものとする。

2 教授会の臨時会は、学部長が必要と認めたとき又は教授会構成員5分の1以上の請求があったとき、開くものとする。

3 議事は、出席した教授会構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、教授会が特別の必要があると認めたときは、3分の2以上の多数をもって議決しなければならない。

(教授会構成員以外の者の出席)

第6条 教授会が必要と認めるときは、教授会構成員以外の者に教授会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事)

第7条 教授会に、幹事を置き、教授会構成員の中から学部長が指名する。

2 幹事は、教授会の議事運営に関し議長を補佐する。

(議事録)

第8条 議長は、議事録を作成しなければならない。

(事務)

第9条 教授会の事務は、事務局学務部において行う。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、学部長が別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、教授会の議を経て行い、理事長の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。